



長野県報

7月11日(月)
令和4年
(2022年)
第320号

目次

条例

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(市町村課)	3
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	3
長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課・産業立地・IT振興課)	5
民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例(地域福祉課)	7
長野県中小企業振興条例の一部を改正する条例(産業政策課)	7
長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例(砂防課)	7
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(建築住宅課・高校教育課)	14
長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例(経営推進課)	16
教育長の勤務時間及び休暇等に関する条例(教育政策課)	16

規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課)	17
長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則(砂防課)	17
長野県収入証紙規則の一部を改正する規則(砂防課)	25
長野県公営企業管理者の勤務時間及び休暇等に関する規程(経営推進課)	25
教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則(高校教育課)	25
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	26

告示

令和4年3月31日専決処分した令和3年度補正予算の要領(財政課)	28
令和4年5月27日専決処分した令和4年度補正予算の要領(財政課)	28
令和4年7月1日成立した令和4年度補正予算の要領(財政課)	29
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定(資源循環推進課)	29
長野県産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・IT振興課)	30
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)	30
公共測量の実施(4件)(建設政策課)	30
公共測量の終了(建設政策課)	31
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	32
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	33
長野県知事選挙に係る公職選挙法に基づく選挙人名簿の登録の基準日(選挙管理委員会)	33
長野県企業局労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定の一部改正(労働委員会事務局)	33

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(財産活用課)	34
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(2件)(産業政策課)	34
事務所の所在地を確知できない宅地建物取引業者(建築住宅課)	36
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課)	37
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課)	37
特定調達契約に係る一般競争入札(会計課)	38

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 国政選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に係る限度額の改定に準じて、長野県議会議員及び長野県知事の選挙における公費負担に係る限度額を改定しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 国家公務員に係る制度改正に合わせ、非常勤職員の育児休業について次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の取得要件のうち、任用期間が満了しない期日を子の出生から8週間と6か月を経過する日（改正前：子が1歳6か月に達する日）としました。
 - (2) 子が1歳到達まで取得できる育児休業を一定の要件で延長する場合、当該延長の開始日を任意の日（改正前：1歳又は1歳6か月到達日の翌日）としました。
- 2 この条例は、令和4年10月1日から施行します。

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 国の制度改正に合わせ、県が作成する地域再生計画に基づいて本社機能の移転や拡充を行った事業者に対する事業税、不動産取得税、固定資産税の課税の特例措置の要件を拡充し、適用期間を2年間延長しました。
- 2 地方税法等の一部改正に伴い、住宅ローン控除に関する個人県民税の特例措置の適用期限を4年間延長するほか、所要の改正を行いました。
- 3 この条例は、公布の日（一部の規定は、令和5年1月1日、同年4月1日、令和6年1月1日）から施行し、1は令和4年4月1日から適用します。

◇ 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 民生委員の一斉改選にあたり、地域の実情を踏まえ、市町村ごとの委員の定数を改定しました。
- 2 この条例は、令和4年12月1日から施行します。

◇ 長野県中小企業振興条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 公益財団法人長野県中小企業振興センターと公益財団法人長野県テクノ財団の合併に伴い、条例中引用している法人名を公益財団法人長野県産業振興機構に改めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（条例第33号）

- 1 土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、県民の安全の確保に資するため、土砂等の盛土等に関し、土砂等の盛土等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の盛土等の規制に関する必要な事項を定めました。
- 2 この条例は、令和5年1月1日から施行します。

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、同法を引用している規定を整理しました。
- 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されたことに伴い、当該認定の審査手数料の額を定めたほか、所要の改正を行いました。
- 3 教育職員免許法の一部改正により、普通免許状及び特別免許状の更新制が廃止されることに伴い、当該更新制に関する事務に係る手数料の規定を削除したほか、所要の改正を行いました。
- 4 この条例は、公布の日（2は令和4年10月1日）から施行します。

◇ 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 榑花発電所の改修工事の完了に伴い、発電所の最大出力に係る規定（最大出力14,600キロワット→15,500キロワット）を改正しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 教育長の勤務時間及び休暇等に関する条例（条例第36号）

- 1 教育長の勤務時間及び休暇等について、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例によることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第28号

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例（平成6年長野県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中「1万5,800円」を「1万6,100円」に、「7,560円」を「7,700円」に改める。

第10条の表中「7円51銭」を「7円73銭」に、「5円2銭」を「5円18銭」に、「37万5,500円」を「38万6,500円」に改める。

第14条の表中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に、「57万3,030円」を「58万6,905円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

市 町 村 課

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第29号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第3号中「次のいずれか」を「非常勤職員であつて、次のいずれか」に、「非常勤職員以外」を「も以外」に改め、同号のアの(ア)を次のように改める。

(ア) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号のイ中「第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(」を削り、「する子の」を「する子が」に改め、「この号及び第2条の3において」を削り、「がする」を「が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする」に、「日)」を「日。以下イにおいて同じ。)」に、「に限る。)」を「であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの」に改める。

第2条第3号のウを削り、同号のエ中「当該育児休業に係る子について、」を削り、「任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「に伴い、当該」を「に伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同エを同号のウとする。

第2条の2中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加える。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第6号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して法定育児休業をする場合にあつては、当該法定育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において法定育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会が定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第6号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して法定育児休業をする場合にあつては、当該法定育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中「の各号」を削り、同条第1号のウ中「民法」を「民法(明治29年法律第89号)」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「次条」を「第4条」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第6号とし、同条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)の期間とする。

第22条を第24条とし、第21条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)

第22条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第23条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定により計画を申し出た職員に対する同条(第4号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

人 事 課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年7月11日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第30号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第21条の3中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第40条第11項中「の各号」を削り、「第40条の5第1項の申告書と同時に、」を「当該不動産を取得した日から60日以内に」に改める。

第40条の5第1項中「の各号」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成16年法律第123号)第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。)は、この限りでない。

第40条の5第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書の場合においても、県税事務所長は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、同項各号に定める事項を記載した申告書を提出させることができる。

第40条の7中「第73条の18第3項の規定によつて」を「第73条の18第4項の規定により」に、「おいては」を「は」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第40条の8第1項中「の各号」を削り、「した申告書」の次に「(同項ただし書に規定する場合にあつては、次に掲げる事項を記載した申告書)」を加え、同条第4項中「第40条の5第1項」の次に「又は第2項」を加える。

第40条の9第7項中「の各号」を削り、「した申告書」の次に「(同項ただし書に規定する場合にあつては、次に掲げる事項を記載した申告書)」を加え、同条第10項中「第40条の5第1項」の次に「又は第2項」を加える。

第40条の10第3項中「第40条の5の規定により」を削り、「事実を申告する際に併せて」を「日から60日以内に」に改める。

第40条の12の3第1項中「ときは」を「ときは、」に、「よつて」を「より」に改める。

第40条の12の4第7項中「第40条の5の規定により」を削り、「事実を申告する際あわせて」を「日から60日以内に」に改める。

第144条の3第1項中「第5条の13第6項又は第20条の16第6項」を「第5条の13第9項又は第20条の16第9項」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改め、同条第2項中「第12条第3項又は第45条第2項」を「第12条第4項又は第45条第3項」に改める。

第145条の2第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に、「(同日)」を「まで(同日)に、(」まで」を「まで)」に改める。

附則第4条の4の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改め、同項第1号中「第17項」を「第19項」に改める。

附則第4条の4の3第1項の表の前条第1項第1号の項中「第17項」を「第19項」に改め、同条第2項中「第9項までの規定の」を「第4項まで若しくは第6項から第10項までの規定の」に改め、同項の表の前条第1項第1号の項中「第9項」を「第4項まで若しくは第6項から第10項」に改める。

附則第4条の4の4第1項を削り、同条第2項中「新型コロナウイルス感染症特例法」を「新型コロナウイルス感染症等の影響に対

応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。附則第4条の10第1項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）に、「第4条の4の2第1項及び」を「第4条の4の2第3項及び」に、「附則第4条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに前条第3項」を「これらの規定」に改め、同項を同条とする。

附則第6条第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する当該特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第10条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第19条第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条の4の2から第4条の4の4まで及び附則第10条の改正規定並びに次項から附則第5項までの規定 令和5年1月1日

(2) 第40条、第40条の5、第40条の7から第40条の10まで、第40条の12の3及び第40条の12の4の改正規定並びに附則第7項の規定 令和5年4月1日

(3) 第21条の3及び附則第6条の改正規定並びに附則第6項の規定 令和6年1月1日

（県民税に関する規定の適用）

2 前項第1号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例（次項及び附則第5項において「新条例」という。）附則第4条の4の2の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。）第11条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。附則第5項において「新租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第5項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、個人の県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法（附則第4項及び第5項において「旧租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第4項及び第5項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第4条の4の3の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等改正法第18条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。附則第5項において「新震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第5項において同じ。）又は認定住宅等を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、個人の県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項及び附則第5項において「旧震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び附則第5項において同じ。）又は認定住宅を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 個人の県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における附則第1項第1号に掲げる規定による改正前の長野県県税条例附則第4条の4の4第1項の規定により読み替えて適用される同条例附則第4条の4の2第1項の規定による控除については、なお従前の例による。

5 新条例附則第4条の4の4の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項に定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、個人の県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

7 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（課税免除に関する規定の適用）

- 8 この条例(第145条の2の改正規定(「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める部分に限る。))に限る。)による改正後の長野県県税条例第145条の2の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 9 この条例(第145条の2の改正規定(「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める部分を除く。))に限る。)による改正後の長野県県税条例第145条の2の規定は、令和4年4月1日以後に新設し、又は増設した同条第1項に規定する地域再生法関係特別償却設備について適用し、同日前に新設し、又は増設した同項に規定する地域再生法関係特別償却設備については、なお従前の例による。

税務課
産業立地・IT振興課

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第31号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例(平成26年長野県条例第36号)の一部を次のように改正する。

本則の表の飯山市の項中 「75人」を「73人」に改め、同表の北相木村の項中 「6人」を「5人」に改め、同表の天龍村の項中 「11人」を「10人」に改め、同表の泰阜村の項中 「9人」を「7人」に改め、同表の喬木村の項中 「18人」を「19人」に改め、同表の大鹿村の項中 「8人」を「7人」に改め、同表の南木曾町の項中 「19人」を「18人」に改め、同表の筑北村の項中 「28人」を「27人」に改め、同表の小布施町の項中 「18人」を「19人」に改め、同表の小川村の項中 「16人」を「15人」に改める。

附則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

地域福祉課

長野県中小企業振興条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第32号

長野県中小企業振興条例の一部を改正する条例

長野県中小企業振興条例(平成26年長野県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「並びに公益財団法人長野県中小企業振興センター及び公益財団法人長野県テクノ財団」を「及び公益財団法人長野県産業振興機構」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

産業政策課

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例をここに公布します。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第33号

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
第2章 土砂等の盛土等の許可等（第8条—第26条）
第3章 土砂等搬入禁止区域（第27条—第29条）
第4章 雑則（第30条—第35条）
第5章 罰則（第36条—第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土砂等の盛土等に関し、土砂等の盛土等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の盛土等の規制に関する必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、もって県民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着している物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）をいう。
- 盛土等 盛土、土地の埋立てその他の土砂等の堆積を行う行為をいう。
- 崩落等 崩落、飛散及び流出をいう。
- 盛土等区域 土砂等の盛土等の用に供する土地の区域をいい、当該土砂等の盛土等のために設けられる通路、排水施設その他の施設がある場合にあつては、これらの施設がある土地の区域を含む。

（土砂等の盛土等を行う者の責務）

第3条 土砂等の盛土等を行う者は、土砂等の盛土等を行うに当たっては、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（土地の所有者の責務）

第4条 土地の所有者は、その所有する土地において不適正な土砂等の盛土等が行われぬよう努めるとともに、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために当該土地を適正に管理するよう努めなければならない。

（土砂等を発生させる者の責務）

第5条 事業活動に伴って土砂等を発生させる者は、その事業活動により発生させる土砂等の量をできるだけ抑制し、かつ、発生させた土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等が不適正な土砂等の盛土等に用いられることのないよう適正な処理に努めなければならない。

2 土砂等を発生させる者は、発生させた土砂等による盛土等が行われる場合にあつては、当該土砂等の盛土等を行う者に対し、当該土砂等による盛土等が適正に行われるために必要な情報の提供その他必要な協力を行わなければならない。

（県の責務）

第6条 県は、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な施策を総合的に推進するものとする。

（市町村との連携）

第7条 県は、市町村と相互に情報を共有することにより、土砂等の盛土等の状況を把握し、市町村が土砂等の崩落等による災害の発生を防止に関する施策を実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

第2章 土砂等の盛土等の許可等

（土砂等の盛土等の許可）

第8条 土砂等の盛土等を行おうとする者は、盛土等区域ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の盛土等については、この限りでない。

- 土砂等の盛土等を行う土地の面積が3,000平方メートル未満かつ土砂等の盛土等を行う高さが5メートル未満である土砂等の盛土等（当該土砂等の盛土等を行う土地を含む一団の土地の面積が3,000平方メートル以上又は土地の高さが5メートル以上となるものを除く。）
- 国、地方公共団体その他規則で定める者が発注し、又は自ら行う土砂等の盛土等
- 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等の処分その他の行為による土砂等の盛土等であつて規則で定めるもの
- 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の盛土等
- その他規則で定める土砂等の盛土等

（盛土等区域の土地の所有者の同意）

第9条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、同条の許可の申請に係る盛土等区域の土地の所有者に対し、当該申請が、第11条第1項の規定によるものである場合にあつては同項第1号から第8号までに掲げる事項について、同条第2項の規定によるものである場合にあつては同項第1号及び第2号に掲げる事項について説明を行い、その同意を得なければ

ならない。

(周辺の住民に対する説明会の開催等)

第10条 申請者は、当該許可の申請日から起算して30日前までに、規則で定めるところにより、盛土等区域の周辺地域の住民に対し、次条第1項又は第2項の申請書(以下この項及び次項において「申請書」という。)の内容を周知させるための説明会(以下この条において「説明会」という。)を開催するものとする。ただし、申請者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、申請書の内容を盛土等区域の周辺地域の住民に周知させるため当該申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

2 説明会に係る許可申請の内容について、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止の見地から意見を有する周辺地域の住民は、当該説明会の開催の日(前項ただし書に規定する説明会を開催することができない場合にあっては、申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じた日)から許可申請の日までの間に、当該申請者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

3 申請者は、第1項の規定による説明会の開催の状況、前項の規定により提出された意見書の概要及びその意見を受けてとった措置その他規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。

(許可の申請)

第11条 申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 土砂等の盛土等の目的
- (3) 盛土等区域の位置
- (4) 土砂等の盛土等を行う土地の面積
- (5) 土砂等の盛土等に使用する土砂等の量
- (6) 土砂等の盛土等を行う期間
- (7) 土砂等の盛土等の施工を管理する者(第15条において「管理責任者」という。)の氏名
- (8) 土砂等の盛土等の用に供する施設の設置、土砂等の搬入その他土砂等の盛土等の施工に関する計画
- (9) その他規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、土砂等の盛土等が当該土砂等の盛土等に係る盛土等区域外への搬出を目的として行われるものである場合には、申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる事項
- (2) 年間の土砂等の盛土等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量
- (3) その他規則で定める事項

3 前2項の申請書には、第9条の同意を得たことを証する書面、前条第2項の意見書、同条第3項の書面、盛土等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(市町村長の意見の聴取)

第12条 知事は、第8条の許可の申請があった場合には、遅滞なく、その旨を当該事業の実施に関し土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止に係る関係のある市町村の長に通知し、期間を指定して、当該市町村長の土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止の見地からの意見を聴かななければならない。

(許可の基準等)

第13条 知事は、第8条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ同条の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 第18条第3項又は第23条第3項の規定による必要な措置を講じていない者(イに掲げる者を除く。)

イ 第22条の規定により必要な措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者

ウ 第23条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る長野県行政手続条例(平成8年長野県条例第1号)第16条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。キ及びクにおいて同じ。)であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)

エ 第23条第2項の規定により土砂等の盛土等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

オ 土砂等の盛土等の施工に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として規則で定めるもの

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

キ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がアからカまでのいずれかに該当するもの

ク 法人であって、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 個人であって、規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの

(2) 申請者が、申請に係る土砂等の盛土等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有すること。

(3) 第9条の同意を得ていること。

(4) 第11条第1項第8号の計画で定める土砂等の盛土等を行う土地及び土砂等の堆積の形状並びに土砂等の盛土等に供する施設の構造が、土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める基準を満たしていること。

(許可の条件等)

第14条 第8条の許可には、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。

2 第8条の許可を受けた者は、前項の規定により条件が付されたときは、その内容を当該許可に係る盛土等区域の土地の所有者に通知しなければならない。

(管理責任者の設置)

第15条 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等区域ごとに、管理責任者を置かなければならない。

2 第8条の許可を受けた者は、管理責任者に、当該許可に係る盛土等区域における土砂等の崩落等による災害の発生の防止のために必要な施工の管理をさせなければならない。

(標識の掲示等)

第16条 第8条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の盛土等が行われている間、当該許可に係る盛土等区域の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の盛土等を行う土地について、その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。

(土砂等管理台帳の作成等)

第17条 第8条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の盛土等に使用した土砂等の量(当該土砂等の盛土等が盛土等区域外への搬出を目的として行われるものである場合にあっては、土砂等の搬入及び搬出の量。次項において同じ。)その他規則で定める事項を記載した台帳(以下「土砂等管理台帳」という。)を作成しなければならない。

2 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の盛土等に使用した土砂等の量その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(土砂等の盛土等の完了の届出等)

第18条 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の盛土等を完了し、又は廃止したときは、その日から30日以内に、その旨その他規則で定める事項を、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土砂等の盛土等が第8条の許可の内容(第14条第1項の規定により条件が付された場合にあっては、当該条件を含む。次項において同じ。)及び第13条第4号に掲げる基準に適合しているかどうかを確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により、第8条の許可の内容及び第13条第4号に掲げる基準に適合せず、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(変更の許可等)

第19条 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可(以下「変更の許可」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 変更の内容

(3) その他規則で定める事項

3 第9条、第10条、第13条及び第14条の規定は、変更の許可について準用する。この場合において、第9条中「当該申請が、第11条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第8号までに掲げる事項について、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号及び第2号」とあるのは「第19条第2項各号」と、第10条第1項中「次条第1項又は第2項」とあるのは「第19条第2項」と読み替えるものとする。

4 第8条の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、その日から30日以内に、その旨その他規則で定める事項を知事に届け出るとともに、当該許可に係る盛土等区域の土地の所有者に通知しなければならない。

(譲受けの許可)

第20条 第8条の許可を受けた者から当該許可に係る事業を譲り受けようとする者は、盛土等区域ごとに、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可(以下「譲受けの許可」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 第8条の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(3) その他規則で定める事項

3 第9条及び第13条の規定は、譲受けの許可について準用する。この場合において、第9条中「当該申請が、第11条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第8号までに掲げる事項について、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号及び第2号」とあるのは、「第20条第2項各号」と読み替えるものとする。

4 譲受けの許可を受けて事業を譲り受けた者は、当該事業に係る第8条の許可を受けた者の地位を承継する。

(地位の承継)

第21条 第8条の許可を受けた者について、相続、合併又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る事業を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。この場合において、当該許可を受けた者の地位を承継した者は、当該承継があった日から30日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 第8条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) その他規則で定める事項

2 前項前段の規定により第8条の許可を受けた者の地位を承継した者は、当該許可に係る盛土等区域の土地の所有者に当該承継の事実を通知しなければならない。

(土砂等の盛土等を行う者に対する命令)

第22条 知事は、土砂等の盛土等に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該土砂等の盛土等に係る第8条の許可を受けた者に対し、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて土砂等の盛土等の停止を命ずることができる。

2 知事は、第8条、第19条第1項又は第20条第1項の規定に違反して土砂等の盛土等を行った者に対し、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 知事は、第18条第3項又は次条第3項に規定する者が土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための必要な措置を講じないとき（第1項に規定する緊急の必要があると認めるときを除く。）は、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 知事は、第8条の許可を受けた者に係る土砂等の盛土等が、第13条第4号に掲げる基準に適合しないと認めるとき（第1項に規定する緊急の必要があると認めるときを除く。）は、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて土砂等の盛土等の停止を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第23条 知事は、第8条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第8条の許可、変更の許可又は譲受けの許可を受けたとき。

(2) 第13条第1号のオ又はカに該当するに至ったとき。

(3) 第13条第1号のキからケまで（同号のオ又はカに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第8条の許可を受けた日から起算して3年を経過する日までに当該許可に係る土砂等の盛土等に着手しないとき。

(5) 正当な理由なく1年以上引き続き第8条の許可に係る土砂等の盛土等を行わないとき。

(6) 前条及び次項の規定による命令に違反したとき。

2 知事は、第8条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の盛土等の停止を命ずることができる。

(1) 第14条第1項の規定により付された条件に違反したとき。

(2) 第19条第1項の規定により変更の許可を受けなければならない事項を変更の許可を受けないで変更したとき。

(3) 第15条から第17条までの規定に違反したとき。

3 第1項の規定により第8条の許可の取消しを受けた者は、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(土砂等管理台帳等の保存)

第24条 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の盛土等について、第18条第2項の規定による通知を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から5年を経過する日までの間、当該許可に係る土砂等管理台帳及びこの条例に基づいて知事に提出した書類の写しを保存しなければならない。

(土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認)

第25条 第9条（第19条第3項及び第20条第3項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の盛土等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。

2 第9条の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第8条の許可又は変更の許可の内容（第9条の同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかに

その旨を知事に報告しなければならない。

(土地の所有者に対する勧告及び命令)

第26条 知事は、第22条(第2項を除く。)の規定による命令(土砂等の盛土等の停止の命令を除く。)をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の盛土等について第9条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項の規定による確認を怠った者(当該確認を行うべき時期において、第8条の許可又は変更の許可の内容と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていた場合に限る。)

(2) 前条第2項の規定による報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であつて、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第3章 土砂等搬入禁止区域

(土砂等搬入禁止区域の指定)

第27条 知事は、盛土等区域(土砂等の盛土等を行う土地の面積が3,000平方メートル未満かつ土砂等の盛土等を行う高さが5メートル未満である土砂等の盛土等が行われるものを除く。)において土砂等の盛土等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該盛土等区域を、6月を超えない範囲内で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域(以下「土砂等搬入禁止区域」という。)として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

4 知事は、第1項に規定する土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する場合において、同項に規定する指定の事由が引き続き存すると認められるときは、当該指定に係る区域について、当該指定に係る区域を管轄する市町村長の意見を聴いた上、同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。

5 知事は、第1項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。

6 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。

7 前2項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(土砂等の搬入の禁止)

第28条 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。ただし、災害の発生を防止するために必要な措置であると知事が認めるときは、この限りでない。

(土砂等搬入禁止区域の解除)

第29条 知事は、土砂等搬入禁止区域について第27条第1項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

2 第27条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第4章 雑則

(報告徴収及び立入検査等)

第30条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の盛土等を行う者、土砂等を発生させる者、盛土等区域の土地の所有者その他の関係者に対し、当該土砂等の盛土等に係る施工の状況等について、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の盛土等を行う者の事務所、事業所その他土砂等の盛土等に関係のある場所に立ち入り、土砂等管理台帳その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。

3 第27条第7項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(公表)

第31条 知事は、この条例の規定に基づく命令又は許可の取消し(以下この項において「命令等」という。)を行ったときは、当該命令等を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該命令等の内容を公表することができる。

2 知事は、第28条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該土砂等を搬入した者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(許可等に関する意見聴取等)

第32条 知事は、第8条の許可、変更の許可又は譲受けの許可をしようとするときは、第13条第1項第1号のカからケまでのいずれかに該当する事由(同号のキからケまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号のカに係るものに限る。次項において同じ。)の有無について、警察本部長の意見を聴くものとする。

2 知事は、第23条第1項又は第2項の規定による処分をしようとするときは、第13条第1項第1号のカからケまでのいずれかに該当する事由の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。

3 知事は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係市町村その他関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。
(手数料)

第33条 第8条の許可を受けようとする者は、手数料5万5,000円を納めなければならない。

2 変更の許可を受けようとする者は、手数料3万4,000円を納めなければならない。

3 譲受けの許可を受けようとする者は、手数料3万4,000円を納めなければならない。

4 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市町村の条例との関係)

第34条 土砂等の盛土等に関し、市町村の条例によりこの条例の規定に基づく土砂等の崩落等による災害の発生の防止と同等以上の効果が図られるものと知事が認め、規則で定めるところにより公示したときは、当該市町村の区域においては、この条例の規定を適用しない。

2 前項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととされた市町村の区域において現に第8条、第19条第1項又は第20条第1項の規定により許可を受けて行われている土砂等の盛土等については、前項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるものとする。

(補則)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条、第19条第1項又は第20条第1項の規定に違反して、土砂等の盛土等を行った者

(2) 偽りその他不正の手段により第8条の許可、変更の許可又は譲受けの許可を受けた者

(3) 第22条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第3項又は第4項の規定による命令に違反した者

(2) 第23条第2項の規定による命令に違反した者

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第26条第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第28条の規定に違反して、土砂等の搬入をした者

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第1項の規定に違反して、同項の土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(2) 第17条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

(4) 第30条第2項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第1項又は第19条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第24条の規定に違反して、同条に規定する土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかった者

(両罰規定)

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第36条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に土砂等の盛土等を行っている者は、この条例の施行の日から起算して6月間(当該期間内に第13条の規定による不許可の処分又は第23条第1項の規定による第8条の許可の取消しの処分があったときは、これらの処分があった日までの間)は、第8条の規定にかかわらず、引き続き土砂等の盛土等を行うことができる。その者がその期間内に同条の規定による許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第34号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の68の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に、「第85条第6項」を「第85条第7項」に、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表の74の4の項中

(1) 法第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	イ 既存住宅	(イ) (ア) 以外の場合	共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が300を超えるもの	〃	4,166,000円
--	--------	---------------	------------------------	-----------------	---	------------

を

(1) 法第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	イ 既存住宅	(イ) (ア) 以外の場合	共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が300を超えるもの	〃	4,166,000円
(2) 法第6条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	ア 確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	1戸建ての住宅		1戸	1戸	23,000円
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟	38,000円	
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	60,000円	
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	98,000円	
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	156,000円	
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	238,000円	
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	405,000円	
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	519,000円	
			1棟の戸数が300を超えるもの	〃	596,000円	
イ ア以外の場合	1戸建ての住宅		1戸	73,000円		
	共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟	144,000円		
		1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	230,000円		
		1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	449,000円		
		1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	790,000円		
		1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	1,326,000円		
		1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	2,420,000円		
		1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	3,411,000円		
		1棟の戸数が300を超えるもの	〃	4,166,000円		

に、

「(2) 法」を「(3) 法」に、

(3) 法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	〃	2,000円
---	---	--------

を

(4) 法第8条第1項の規定による認定を受けた長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 住宅の構造又は設備の変更	(ア) 確認書又はその写しが提出された場合	1戸建ての住宅		1 戸	9,000円
			共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1 棟	28,000円
				1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	40,000円
				1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	67,000円
				1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	110,000円
				1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	175,000円
				1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	298,000円
				1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	381,000円
	1棟の戸数が300を超えるもの	〃	434,000円			
	(イ) (ア) 以外の場合	1戸建ての住宅		1 戸	30,000円	
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1 棟	75,000円	
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	118,000円	
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	229,000円	
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	401,000円	
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	673,000円	
1棟の戸数が100を超え200以下のもの			〃	1,227,000円		
1棟の戸数が200を超え300以下のもの			〃	1,729,000円		
1棟の戸数が300を超えるもの	〃	2,114,000円				
イ ア以外の変更		1 件	3,000円			
(5) 法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査		〃	2,000円			

に、

「(4)」を「(6)」に、「(5)」を「(7)」に、「の認定を」を「又は長期優良住宅維持保全計画の認定を」に、「(6)」を「(8)」に改め、同項の備考の1中「又は(2)」を「(2)、(3)又は(4)」に改め、同備考の2中「(2)」を「(3)」に改め、同備考の3中「(2)のア」を「(3)のア」に改め、同備考に次のように加える。

4 この項の(4)の場合において、一の変更の申請にア及びイの変更が含まれているときは、それぞれアに定める額にイに定める額を加えた額とする。

別表第1の75の項を次のように改める。

75 教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下この項において「法」という。)に関する事務

区 分	単 位	金 額
(1) 法第5条第1項及び第16条第1項の規定による普通免許状の授与	1 件	3,500円
(2) 法第5条第2項の規定による特別免許状の授与	〃	3,500円

(3) 法第5条第5項の規定による臨時免許状の授与		〃	1,800円
(4) 法第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定め	普通免許状に係るもの	〃	3,500円
	臨時免許状に係るもの	〃	1,800円
(5) 法第6条第1項の規定による教育職員検定		〃	1,800円
(6) 法第15条の規定による免許状の書換え		〃	920円
(7) 法第15条の規定による免許状の再交付		〃	1,200円

附 則

この条例中、別表第1の68の項及び75の項の改正規定は公布の日から、同表の74の4の項の改正規定は令和4年10月1日から施行する。

建築住宅課
高校教育課

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第35号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「 14,600 」 を 「 15,500 」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

経営推進課

教育長の勤務時間及び休暇等に関する条例をここに公布します。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第36号

教育長の勤務時間及び休暇等に関する条例

教育長の勤務時間及び休暇等については、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育政策課